

新旧対照表

○千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年千葉県規則第五十九号）

新	旧
<p>(営業所に備える器具)</p> <p>第七条 略</p> <p>(研修)</p> <p>第八条 条例第九条第四項の規則で定める研修は、浄化槽の維持管理に関する知識及び技能の向上を図るための研修であつて、次の各号に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 浄化槽行政の動向</p> <p>二 浄化槽の構造及び機能</p> <p>三 浄化槽の保守点検及び清掃</p> <p>四 県内の浄化槽に関する普及の状況及び施策の展開の状況</p> <p>五 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第七条第一項及び法第十一条第一項に規定する水質に関する検査</p> <p>六 その他浄化槽の保守点検に必要な事項</p> <p>2 前項の研修は、次の各号に掲げる者のいずれかが実施するものとする。</p> <p>一 国、都道府県又は市町村</p> <p>二 法第五十七条第一項の規定による指定検査機関</p> <p>三 浄化槽に関する普及啓発又は適正な維持管理の推進に関する事業を行う法人であつて営利を目的としないもの</p> <p>四 その他知事が定める法人</p> <p>(標識)</p> <p>第九条 条例第十条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 氏名又は名称</p> <p>二 営業区域が所在する市町村の名称</p> <p>三 登録番号</p> <p>四 登録の有効期間</p> <p>五 営業所に置かれている浄化槽管理士の氏名</p> <p>2 条例第十条に規定する標識は、浄化槽保守点検業者登録票（別記第九号様式）とする。</p>	<p>(営業所に備える器具)</p> <p>第七条 略</p> <p>(新設)</p> <p>第八条 条例第十条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 氏名又は名称</p> <p>二 営業区域が所在する市町村の名称</p> <p>三 登録番号</p> <p>四 登録の有効期間</p> <p>五 営業所に置かれている浄化槽管理士の氏名</p> <p>2 条例第十条に規定する標識は、浄化槽保守点検業者登録票（別記第九号様式）とする。</p>

(帳簿の備付け等)

第十条 条例第十一条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- 二 浄化槽の設置場所、処理対象人員及び処理方式
- 三 浄化槽管理者から**法**第十条第三項の規定により浄化槽の保守点検の委託を受けた年月日（委託契約に委託期間の定めがある場合にあつては、当該年月日及びその期間）
- 四 浄化槽の保守点検を実施した年月日
- 五 **条例第九条第四項の研修を受講した浄化槽管理士の氏名並びにその研修の名称及び年月日**

2 浄化槽保守点検業者は、条例第十一条に規定する帳簿を**次の各号に掲げる**事項を記載した日から、**当該各号に掲げる期間**保存しなければならない。

- 一 **前項第一号から第四号までに掲げる事項 三年間**
- 二 **前項第五号に掲げる事項 五年間**

3 前項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

4 浄化槽保守点検業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

(帳簿の備付け等)

第九条 条例第十一条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - 二 浄化槽の設置場所、処理対象人員及び処理方式
 - 三 浄化槽管理者から**浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）**第十条第三項の規定により浄化槽の保守点検の委託を受けた年月日（委託契約に委託期間の定めがある場合にあつては、当該年月日及びその期間）
 - 四 浄化槽の保守点検を実施した年月日
- (新設)**

2 浄化槽保守点検業者は、条例第十一条に規定する帳簿を**前項に規定する**事項を記載した日から**三年間**保存しなければならない。

(新設)

3 前項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

4 浄化槽保守点検業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

(身分を示す証明書)

第十一條 条例第十四条第三項に規定する証明書は、身分証明書（別記第十号様式）とする。

(点字による申請等)

第十二條 第二条、第三条、第五条第一項及び第六条の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申請書等に代えて当該申請書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

(書類の提出)

第十三條 条例第四条第一項の規定による申請、条例第七条第一項の規定による変更の届出又は条例第八条第一項の規定による廃業等の届出は、営業所の所在地を管轄する地域振興事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、第四条第一項各号に掲げる場合にあつては、当該申請又は届出は、直接知事に提出しなければならない。

(身分を示す証明書)

第十條 条例第十四条第三項に規定する証明書は、身分証明書（別記第十号様式）とする。

(点字による申請等)

第十一條 第二条、第三条、第五条第一項及び第六条の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申請書等に代えて当該申請書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

(書類の提出)

第十二條 条例第四条第一項の規定による申請、条例第七条第一項の規定による変更の届出又は条例第八条第一項の規定による廃業等の届出は、営業所の所在地を管轄する地域振興事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、第四条第一項各号に掲げる場合にあつては、当該申請又は届出は、直接知事に提出しなければならない。